





令和 8 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第 4 1 号 令和 8 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、国庫支出金、繰入金及び市債の減額を計上し、歳出については、農作物活性化推進事業費及び小中学校の校舎等施設整備事業費の増減額を計上したもので、この補正額を 216,719,000 円の減とし、予算総額を 46,193,281,000 円とするものである。

なお、地方債の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 4 2 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 1 号）について

歳入については、国庫支出金及び市債の増額を計上し、歳出については、小中学校の校舎等施設整備事業費及び予備費の増減額を計上したもので、この補正額を 235,406,000 円の増とし、予算総額を 46,219,990,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表の 1、第 2 表の 2 及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 4 1 号と同じ。



